

公益社団法人才能教育研究会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める会員および定款第9条に規定する入会金および会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の会員および会費は次のとおりとする。

1. 正会員 年額会費 26,400円 ただし、年2回の分割払いとする。
正会員は定款第7条第2項に定める代議員として社員になることができる。
また、次の特典が与えられる。
 - ア. 本人および家族はこの法人の認定する教室に入学できる
 - イ. この法人が刊行する会報、機関誌などの増配を受ける
 - ウ. この法人が開催する演奏会、研究会、講習会に参加、出席することができる
2. 維持会員 月額会費 1,600円
会費の納入方法は、教室単位で毎月指定日までに納入する。
維持会員には、次の特典が与えられる。
 - ア. 本人および家族はこの法人の認定する教室に入学できる
 - イ. この法人が刊行する会報、機関誌などの増配を受ける
 - ウ. この法人が開催する演奏会、研究会、講習会に参加、出席することができる
3. 特別会員 会費は徴収しない
4. 名誉会員 推薦基準は本会に助成と功労のあった者とし、会費は徴収しない。
5. 賛助会員
 - ア. 一般会員 年額会費 3,000円
本会の目的および事業に賛同し、支援をする個人。
 - イ. 協力会員 年額会費一口 100,000円
本会の目的および事業に賛同し、支援をする法人。
本会員には、次の特典が与えられる。
 1. 本法人が刊行する会報、機関誌の増配
 2. 本法人主催事業への案内状送付
 3. 本法人が刊行する会報、機関誌または本会ホームページへの法人名の掲載
 4. その他理事会が定めた事柄

(入会金)

第3条 会員の入会金は次の通りとする。

正会員 5,000 円

維持会員 5,000 円

賛助会員 0 円

ただし、賛助会員（ア）の一般会員が、正会員または維持会員になろうとするときは、入会金が免除される。

(会費および入会金の使途)

第4条 第2条および第3条の会費および入会金は、毎事業年度における合計額の50%以内を当該事業年度の法人会計に使用することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附則

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

平成26年8月22日一部改正